

決セリ依ツテ與書四通ヲ依製シ各當事者一通先ヲ後日ノ爲メ保管スルモノトス

- 一、年取單價ヲ左ノ如ク改ム
 - (1) 土管百石ニ付ニ四八十錢
 - (2) 陸上常庫ニ四五十錢ニ
 - (3) 本船常庫一四九十錢
 - (4) 個ニ單價上下ノ場合ハ諸員單價ニ準スルモノトス
- 二、持込ノ場合ノ額ハ取ラサルコト
- 三、常庫人夫ヲ増員スル場合ハ現在ノ常庫人夫ト協議ノ上決定スルコト
- 四、災入費扶助法適用ハ考慮ス
- 五、本人ノ意志ニ依ラサル解雇ハ絕對ニセザルコト
- 六、但シ萬一斯方ハ閉歇ノ發生シタル時ハ従業員ト協議ノ上進行コト
- 六、右ノ決定ハ昭和九年五月八日ヨリ実施スルモノトス

昭和九年五月八日

佐野 總店主
従業員代表

組合代表

佐野 輝吉
奥 喜内
櫻澤 濱
小泉 勘四郎
杉井 政吉
藤沼 仁平

事務理事 事務第一八二八號

労働課長 昭和九年八月十四日

事務主任

内務大臣 後藤 文夫 殿

社 會 局 長 官 殿

日本洗染株式會社労働協議會 開スル

第一報 (小發生)

發生八五 解決八三十一
使用労働者 四二内女八
學識參加者 七
関係労働者 七
愛玉労働者

發言 視 總 監 藤沼庄平

9. 8. 31
5825

本會社最近労働者代表所被拒絶し得先九種業所往第八他店取ルノ風アリ従業員ハ本會社ニ對シテ

ヲ天志ニシテ労働者代表所下七名ハ有る労働者代表所加入シ又由元廣興主給トシテ本會社ニ對シテ

兩下百 津南トシテハ從前自對シ頭若シ労働者代表所加入シ知ル労働者代表所トシテ本會社ニ對シテ

一被拒絶有る労働者代表所被拒絶不却指遺テ本會社別記書書會社ニ提出ス

一本月日會社出金不書并同會社為シテ不書本月日會社前同會社出金不書并同會社為シテ不書

(2)